

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 17 日

各都道府県・市町村 生活保護制度担当課（室）
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中
各都道府県・市町村 ホームレス自立支援担当課（室）

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について⑤
(居所が不安定な方への支援等)

新型コロナウイルス感染症の影響下における生活保護及び生活困窮者自立支援制度の対応については、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、令和 3 年 8 月 20 日から、緊急事態措置を実施すべき区域を茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県として緊急事態宣言が発令されるとともに、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、沖縄県においては緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたところです。

この緊急事態宣言に係る特定都道府県知事は、同法第 45 条第 2 項に基づき、多数の者が利用する施設の管理者等に施設の使用の制限又は停止等を要請することができます。また、こうした要請に至らない場合においても、各事業者が自主的に営業を停止することも想定されます。

緊急事態宣言下における居所が不安定な方への支援等に係る対応につきましては、令和 3 年 7 月 30 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について④（居所が不安定な方への支援等）」等において周知したところですが、改めて以下のとおり対応をお願いいたします。

記

1 住まいに困窮している方への支援について

(1) 居所が不安定な方への支援等について

各都道府県においては、緊急事態宣言に係る施設の利用制限を担当する部局と連携を密にし、居住が不安定な方の一時的な居所となっている可能性のある施設について、利用が制限される可能性がある場合等には、こうした居住が不安定な方の居所の確保に十分配慮した対応を行うよう、お願いいたします。また、こうした対応の状況について、

管下の市町村への情報共有等をお願いいたします。

(2) 一時的な居所の確保等について

各自治体においては、一時生活支援事業における自立支援センターやシェルターの利用状況等を確認して、宿泊場所として活用可能な場所が管内でどの程度あるかを把握し、現状の宿泊場所だけでは不足が見込まれる場合には、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓するなど、引き続き宿泊場所の確保を進めていただきますようお願いいたします。

宿泊場所の確保等にあたって、単独の自治体では確保が困難な場合には、都道府県や周辺の市町村と連携して確保するなど、一時生活支援事業の共同実施についても検討いただきますようお願いいたします。

なお、宿泊場所の追加確保や一時生活支援事業の共同実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の活用が可能となっておりますので、併せて検討頂きますようお願いいたします。

(3) 住居確保給付金等の支援制度の活用等について

各自治体においては、上記に加え、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく住居確保給付金等の各支援制度の積極的な活用を図っていただくとともに、自立相談支援事業や家計改善支援事業による就労・生活相談、令和 3 年度予算における居住不安定者等居宅生活移行支援事業による住まいの入居支援や定着支援など、引き続き、相談者の状況に応じた支援に努めていただきますようお願いいたします。

自立相談支援事業及び各任意事業における相談等支援の実施にあたっては、引き続き相談者及び対応職員の感染防止対策を徹底いただくほか、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、電話やオンライン相談など、非対面による方法も検討いただきますようお願いいたします。

2. 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関においては、生活保護が必要と判断される場合は、確実に福祉事務所につなぐとともに、福祉事務所の窓口において生活に困窮している方を把握した場合には、自立相談支援事業の利用勧奨を行うなど、引き続き、緊密に連携いただきますようお願いいたします。

以上